

涌谷町中小企業等物価高騰対応緊急支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、原油価格やエネルギー価格の高止まり、原材料価格の上昇に伴う物価高騰が長期化する中、町内に事業所を有する中小企業等の経営環境が依然として厳しい状況にあることを踏まえ、地域経済の安定及び事業の継続を支援するため、涌谷町中小企業等物価高騰対応緊急支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、涌谷町補助金等交付規則（昭和58年涌谷町規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 令和8年4月1日時点で町内に事業所を有し事業を営む者（大企業（中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律（昭和52年法律第74号）第2条第2項に規定する大企業者をいう。）を除く。）で、引き続き町内で事業を継続する意思があること。
- (2) 日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に掲げる大分類のうちC鉱業、採石業、砂利採取業、D建設業、E製造業、F電気・ガス・熱供給・水道業、G情報通信業、H運輸業、郵便業、I卸売業、小売業、J金融業、保険業、K不動産業、物品賃貸業、L学術研究、専門・技術サービス業、M宿泊業、飲食サービス業、N生活関連サービス業、娯楽業、O教育、学習支援業、P医療、福祉及びRサービス業に該当する事業を営んでいること。
- (3) 事業用太陽光発電のみを行う事業者でないこと。
- (4) 個人で土地・建物等の賃貸のみを行い、その他の事業活動をおこなっていない事業者でないこと。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業にかかる接客業務受託営業を行う事業者でないこと。

- (6) 政治及び宗教上の組織又は団体でないこと。
- (7) 町税等に滞納がない者であること。
- (8) 個人事業主にあつては、直近の確定申告における事業収入が120万円を超えていること。
- (9) 補助金の趣旨から適切でないと町長が判断する者でないこと。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 法人 1事業者につき 10万円
- (2) 個人事業主 1事業者につき 5万円

2 補助金の交付は、同一年度につき1事業者1回限りとする。

(交付の申請及び実績報告)

第4条 規則第4条第1項の規定による補助金等交付申請書の様式は、様式第1号によるものとし、別表第1に掲げる書類を添えて涌谷町役場産業振興課宛てに提出するものとする。なお、その提出部数は1部とし、その提出期限は町長が別に定める日とする。

2 様式第1号は、規則第10条第1項の補助事業等実績報告書を兼ねるものとする。

(交付決定及び額の確定)

第5条 町長は、規則第5条の規定により補助金の交付を決定したときは、規則第7条の規定により申請者に通知するものとする。

2 前項の交付の決定は、規則第11条に規定する額の確定を兼ねるものとする。

3 前2項の規定による通知は、規則に定める様式にかかわらず、この要綱に定める様式第2号によるものとし、交付決定の通知及び額の確定の通知を兼ねるものとする。

(補助金の返還)

第6条 町長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該交付決定を取り消すことができる。

(1) 第2条に規定する交付対象者の要件に該当するとして補助金の交付決定を受けた者が、要件に該当しないことが明らかになったとき。

(2) 第4条の規定により提出された交付申請書及び添付書類の内容に虚偽があったとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金の全部又は一部が交付されているときは、当該交付を受けた者に対し、適当な期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(報告及び検査)

第7条 町長は、交付対象者要件を満たさないこと又は提出された交付申請書及び添付書類の内容について虚偽があることが疑われる場合等必要があると認めた場合には、補助金の交付決定を受けた者に対し、必要な報告を求め、又は立入検査を行うものとする。

(補助金の交付)

第8条 町は、予算の範囲内において、本要綱に基づく補助金を交付するものとし、申請総額が当該年度の予算額を超えるとときは、申請の全部または一部について交付しないことがある。

(追加募集)

第9条 町長は、予算の範囲内で、申請期間終了後に予算の残額がある場合は、追加募集を行うことができる。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和8年5月15日から施行し、令和8年度予算に係る補助金に適用する。

別表第1 補助金等交付申請書添付書類一覧（第4条関係）

個人事業主

- 1 直近の確定申告書（第一表及び該当事業の収支内訳書）
または住民税申告書（申告書の写し及び該当事業の収支内訳書）
- 2 1がない場合は、営業の事実が確認できる書類
（開業届の写し、営業許可証等）
- 3 町税の滞納がないことを証する書類
（涌谷町税完納証明書（申請日前1か月以内に発行されたもの））
- 4 前各号の書類により町内に事業所を有することが確認できない場合
町内に事業所を有することが確認できる書類
（開業届の写し、営業許可証、賃貸借契約書等）
- 5 その他町長が必要と認める書類

法人

- 1 直近の事業年度に係る法人住民税申告書の写し
- 2 町税の滞納がないことを証する書類
（涌谷町税完納証明書（申請日前1か月以内に発行されたもの））
- 3 前各号の書類により町内に事業所を有することが確認できない場合
町内に事業所を有することが確認できる書類
（事業所の賃貸借契約書、事業所所在地が確認できる許認可証等）
- 4 その他町長が必要と認める書類